

議案第 4 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正に  
ついて

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

平成 21 年 6 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 37  
号）の一部を次のように改正する。

別表 4 の表中

「

国分バス停駐輪場	市川市国分 1 丁目 9 4 5 番 2
----------	----------------------

」を

「

国分バス停駐輪場	市川市国分 1 丁目 9 4 8 番 1
----------	----------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

## 理 由

東京外かく環状道路の建設に伴う埋蔵文化財の発掘調査が行われるため、  
国分バス停駐輪場の位置の変更を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。